

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和 2 4 年四日市市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 6 2 条 第 4 5 条から第 4 7 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料（育児短時間勤務職員等にあつては、第 6 条の 4 の規定の適用を受けないものとした場合の給料、再任用短時間勤務職員にあつては、第 6 条の 5 第 2 項の規定の適用を受けないものとした場合の給料。<u>次項において同じ。</u>）及びこれに対する地域手当の月額並びに<u>初任給調整手当</u>の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。</p> <p><u>2 第 6 1 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。</u></p>	<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 6 2 条 第 4 5 条から第 4 7 条まで及び<u>第 6 1 条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料（育児短時間勤務職員等にあつては、第 6 条の 4 の規定の適用を受けないものとした場合の給料、再任用短時間勤務職員にあつては、第 6 条の 5 第 2 項の規定の適用を受けないものとした場合の給料）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

(総務部人事課)